## 議案第6号

みやき町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に 関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について

みやき町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成30年 3月12日提出

みやき町長 末 安 伸 之

## 提案理由

この議案は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律(平成29年法律第47号)が公布されたことに伴い、みやき町企業立地の促進等による産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

みやき町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

みやき町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律 第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例(平成20年みやき町条例第16号)の一部を 次のように改正する。

題名を次のように改める。

みやき町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 9条第1項の規定に基づく準則を定める条例

第1条中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成19年法律第40号)第10条第1項」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)第9条第1項」に改める。

第3条の表中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく基本計画に示した工場立地法の特例措置を実施する区域」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく基本計画に示した工場立地特例対象区域」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

みやき町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める 条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

## 改正後

改正前

みやき町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の 基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を 定める条例 みやき町企業立地の促進等による地域における産業集積の 形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準 則を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、<u>町地域経済牽引事業の促進による地域の成</u> 長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)第9条第 1項の規定に基づき、工場立地法(昭和34年法律第24号)第4条 第1項の規定により公表された準則(以下「法準則」とい う。)に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合)

第3条 この条例を適用する区域及び当該区域の範囲並びに当該 区域における緑地及び環境施設の面積のそれぞれの敷地面積に 対する割合は、次のとおりとする。

	区域	緑地の面積の敷地面	環境施設の面積の敷
		積に対する割合	地面積に対する割合
	地域経済牽引事業の促進	百分の十以上	百分の十五以上
	による地域の成長発展の		

(趣旨)

第1条 この条例は、企業立地の促進等による地域における産業 集積の形成及び活性化に関する法律(平成19年法律第40号)第10 条第1項の規定に基づき、工場立地法(昭和34年法律第24号)第 4条第1項の規定により公表された準則(以下「法準則」とい う。)に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合)

第3条 この条例を適用する区域及び当該区域の範囲並びに当該 区域における緑地及び環境施設の面積のそれぞれの敷地面積に 対する割合は、次のとおりとする。

区域	緑地の面積の敷地面	環境施設の面積の敷
	積に対する割合	地面積に対する割合
企業立地の促進等による	百分の十以上	百分の十五以上
地域における産業集積の		

基盤強化に関する法律に	形成及び活性化に関する
基づく基本計画に示した	法律に基づく基本計画に
工場立地特例対象区域	示した工場立地法の特例
	措置を実施する区域